

令和7年度 小規模多機能型居宅介護 指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
1	具体的取扱方針	身体的拘束等の適正化を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修を年2回以上実施すること	区条例第9号第92条第1項第7号 基準省令解釈通知第3の四の4の(5)④⑤⑥	1
2	計画の作成 (居宅サービス計画)	居宅サービス計画の作成に当たって、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿っていない事例や、居宅サービス計画を作成していない事例がありました。サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿った上で、もれなく居宅サービス計画を作成してください。	区条例第9号第93条第2項 基準省令解釈通知第3の四の4の(6)②	2
3	計画の作成 (小規模多機能型居宅介護計画)	小規模多機能型居宅介護計画(以下「計画」という。)の作成にあたり、内容を利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で、当該計画を利用者に交付していることが確認できない事例や、利用者の様態の変化があり提供するサービスを変更しているにも関わらず計画を変更していない事例がありました。ついては、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で、当該計画を利用者に交付してください。また、計画作成後においても、常に計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行ってください。	区条例第9号第96条第4項、第5項及び第6項 基準省令解釈通知第3の四の4の(9)③	2
4	業務継続計画の策定等 に関すること	感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること ●業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施すること	区条例第9号第108条で準用する第32条の2第1項及び第2項 基準省令解釈通知第3の四の4の(15)	1
5	秘密保持	利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	区条例第9号第108条で準用する第35条第3項 基準省令解釈通知第3の四の4の(24)で準用する第3の一の4の(26)③	1
6	事故報告	区への報告が必要な事故について報告されていませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れのないよう報告してください。	区条例第9号第108条で準用する第40条第1項 基準省令解釈通知第3の四の4の(24)で準用する第3の一の4の(30)	1

令和7年度 小規模多機能型居宅介護 指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
7	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置が適切に講じられていない事例がありました。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修を年1回以上実施すること。 ●虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	区条例第9号第108条で準用する第40条の2 基準省令解釈通知第3の四の4の(22)	1
8	感染症及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていない事例がありました。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施すること。	区条例第9号第108条で準用する第59条の16第2項 基準省令解釈通知第3の四の4の(17)	1
9	地域との連携	運営推進会議を開催した際の記録が作成されていない事例がありました。ついては、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表してください。	区条例第9号第108条で準用する第59条の17第2項 基準省令解釈通知第3の四の4の(24)で準用する第3の二の二の3の(10)②	1
10	地域との連携	自ら提供するサービスについての自己評価及び外部評価が実施されていない事例がありました。ついては、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図ってください。	区条例第9号第91条第2項、第108条で準用する第59条の17第1項 基準省令解釈通知第3の四の4の(24)で準用する第3の二の二の3の(10)①	1
11	給付費の算定 (身体拘束廃止未実施減算)	規定されている身体的拘束等の適正化を図るため措置が講じられていない場合に、当該措置が講じられていない事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しなければなりません。ついては、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第126号別表4の注4 留意事項通知第2の5(3)	1
12	給付費の算定 (高齢者虐待防止措置未実施減算)	規定されている高齢者虐待防止措置が講じられていない場合に、当該措置が講じられていない事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しなければなりません。ついては、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第126号別表4の注5 留意事項通知第2の5(4)	1

令和7年度 小規模多機能型居宅介護 指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
13	給付費の算定 (業務継続計画未策定 減算)	業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合、基準を満たさない事実が生じた月の翌月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、所定単位数の100分の1に相当する単位数を利用者全員について減算しなければなりません。ついては、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第126号別表4の注6 留意事項通知第2の5(5)	1